第２　船舶局及び船舶地球局の検査実施要領

１　無線従事者の資格及び員数

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
１　選任されている無線従事者の資格及び員数	選任されている無線従事者の免許証によりその資格及び員数を確認する。	資格及び員数が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
２　選任されている無線従事者の従事事実	選任されている無線従事者が、当該無線局に従事しているかどうかについて、無線業務日誌その他の従事の事実が確認できる書類により確認する。	従事の事実がないと確認できるときは、「不可」とする。
３　主任無線従事者を選任している場合は、監督の事実及び主任講習の受講事実	１　選任されている主任無線従事者が、施行規則第34条の５に規定する職務を実施しているかどうかについて、次の書類により確認する。 ⑴　無線設備の操作を行う者に対する訓練計画及び訓練の実施の事実が確認できる書類 ⑵　その他職務の実施の事実が確認できる書類	合理的な理由がないにもかかわらず施行規則第34条の５に規定する職務のいずれかを実施していないと確認できるときは、「不可」とする。
	２　選任されている主任無線従事者が、施行規則第34条の７の規定による主任無線従事者の講習を受けているかどうかについて、主任無線従事者講習修了証により確認する。	有効な主任無線従事者講習修了証を有していないときは、「不可」とする。ただし、主任無線従事者の選任後６ヶ月に満たないときは、この限りではない。
４　船舶局無線従事者証明書の所有及びその効力（施行規則第32条の10本文の義務船舶局等に限る。）	選任されている無線従事者が所有する船舶局無線従事者証明書により確認する。	所有の事実がないとき又はその効力が失効しているときは、「不可」とする。ただし、乗組み基準の特例を受けているときは、この限りでない。
５　遭難通信責任者の配置	無線従事者選解任届により確認する。	配置の事実がないときは、「不可」とする。ただし、施行規則第33条の２第２項の規定により、船舶局無線従事者証明を要しない場合は、この限りでない。

２　法第60条の時計及び備付書類等

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
１　時計	備付けの有無を調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
２　備付書類		
⑴　免許状	備付けの有無等を調べる。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
⑵　無線業務日誌	１　備付けの有無を調べる。 ２　使用が終わった日から２年間保存されているかどうか調べる。 ３　必要な記載事項が記載されているかどうかを調べる。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
⑶　その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し、変更の届出書の添付書類等の写し、船舶局局名録等	備付けの有無及び現行化の適否を調べる。 なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる備え付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。

注　当該書類が電磁的方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備え付けていないとき、表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

３　無線設備等

一　無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
１　無線局事項書関係		
⑴　免許人の氏名又は名称並びに住所	免許状及び申請書の添付書類（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
⑵　無線設備の設置場所	免許状及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
⑶　無線設備の設置箇所（条件がある場合に限る。）	送受信装置、空中線系、電源設備及び附属装置について、無線局事項書の写しと照合し、確認する。	１　法第34条の義務船舶等の無線設備の設置箇所については、次による。 ⑴　義務船舶局及び施行規則第28条の２第１項の船舶地球局（以下「義務船舶局等」という。）の無線設備（同規則第28条の２第２項の義務船舶局等の無線設備を除く。）については、法第34条各号の要件に適合していないときは、「不可」とする。 ⑵　義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、Ｆ３Ｅ電波156.8MHzが航海船橋で通信することができないとき又は当該無線電話の空中線が船舶のできる限り上部に設置されていないときは、「不可」とする。